

保存期間：10年
(2029年末)
平成31年3月13日

資料

4-1

税務行政の現状と課題

目次

I 税務行政の現状

II 税務行政のICT化

III 適正・公平な課税の推進

IV 酒類行政

国税庁の任務と使命

国税庁の任務(財務省設置法第19条)

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

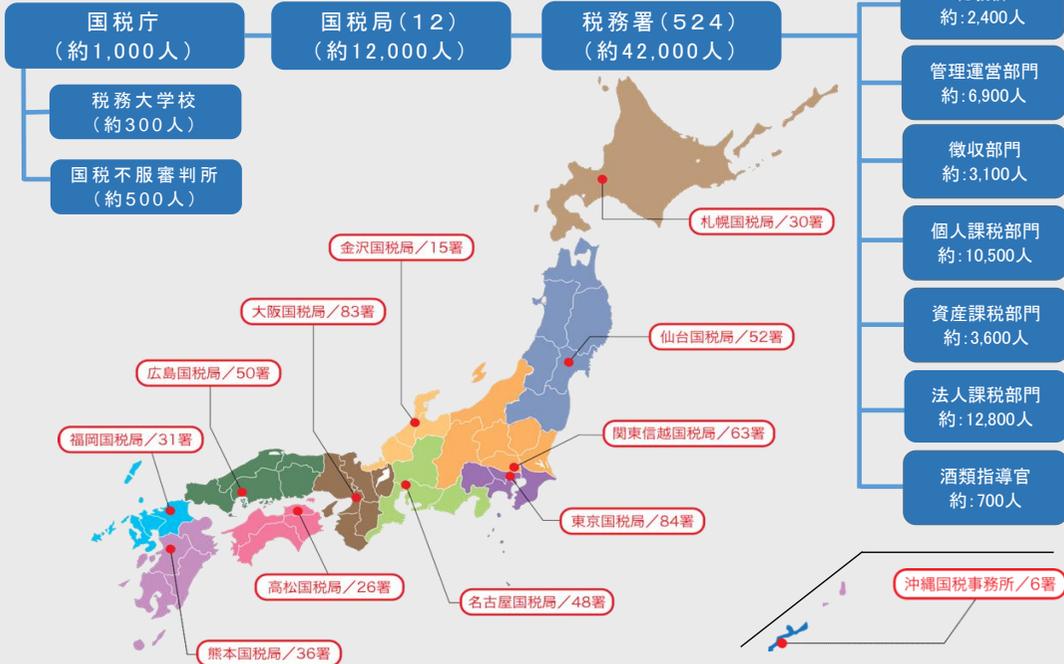
国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する

国税庁の組織

定員

【平成元年度】 54,376人
 + 約2.5%
 【平成30年度】 **55,724人**
 ※平成元年以降のピーク(平成9年 57,202人)に比べ△約2.6%



- 総務課 約:2,400人
- 管理運営部門 約:6,900人
- 徴収部門 約:3,100人
- 個人課税部門 約:10,500人
- 資産課税部門 約:3,600人
- 法人課税部門 約:12,800人
- 酒類指導官 約:700人

	合計	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
定員(人)	55,724	2,133	3,224	6,272	15,947	1,306	5,940	8,792	2,985	1,586	2,570	2,038	531
税務署数(署)	524	30	52	63	84	15	48	83	50	26	31	36	6
徴収決定済額(億円)	669,818	16,250	23,018	48,284	332,760	9,631	67,649	96,108	25,559	11,446	21,891	13,390	3,831
確定申告者数(千人)	21,977	813	1,509	3,140	5,823	516	2,628	3,456	1,282	601	1,167	847	196
法人数(千社)	3,106	123	168	373	1,014	65	324	503	154	84	148	120	29

※ 定員と税務署数は平成30年度のものを示し、徴収決定済額は平成29年度、確定申告者数及び法人数は平成29年分のものを示す。
 ※ 定員の合計は、国税局及び税務署の定員の合計のほか、国税庁本庁、税務大学校、国税不服審判所等(2,400人)を含む。

各税事務の概要

主要税目の申告の状況(平成29年度)

	申告所得税	法人税 (235万社 法人数:311万社)	消費税		相続税 (4万人 被相続人数:134万人 79万人)
			個人事業者	法人	
申告件数	(1,697万件) 2,198万件	(216万件) 290万件	(67万件) 116万件	(130万社) 200万件	(4万人) 11万人
申告税額	5兆4千億円 3兆2千億円	18兆6千億円 1兆2兆5千億円	1千億円 6千億円	3兆8千億円 15兆8千億円	2兆4千億円 2兆円

※()は平成元年度の計数を示す。

主要税目の調査の状況(平成29事務年度)

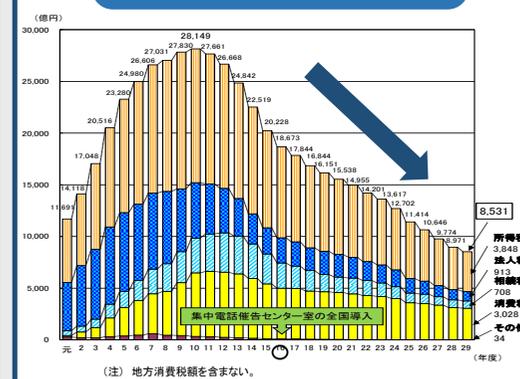
	申告所得税	法人税 (内調査部所管) 0.3万件	消費税		相続税
			個人事業者	法人	
実地調査件数	7.3万件	9.8万件	3.8万件	9.4万件	1.3万件
実調率	1.1%	3.2%	-	-	-
追徴税額	947億円	1,948億円 (内調査部所管)822億円	273億円	748億円	783億円

査察調査の状況(平成29年度)

<国税局査察部定員約1,500人>

調査着手件数	174件
処理件数	163件
告発件数	113件
脱税額	135億円
1件当たり	8,300万円

滞納整理中の額の推移(全税目)



e-Taxの利用状況等(平成29年度)

	所得税申告	法人税申告	消費税申告		納付
			個人	法人	
オンライン利用率	54.5%	80.0%	66.1%	81.6%	9.1%
ICT利用率	80.0%	-	76.2%	-	-

※オンライン利用率…申告・e-Tax利用件数が占める割合、納付:電子納付件数/(窓口納付件数+電子納付件数)
 ※ICT利用率…e-Tax利用件数と「確定申告書作成コーナー」を利用して書面提出した件数の合計件数が占める割合

目次

I 税務行政の現状

II 税務行政のICT化

III 適正・公平な課税の推進

IV 酒類行政

税務行政の将来像 ～ スマート化を目指して ～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」を措置することとした。
- このほか、「法定調書の一層の電子化」「ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上」「処分通知等の一層の電子化」も措置することとした。

個人
(所得税
関係)

- ◎ 自宅からのe-Taxの利便性向上
 - ・ID・PWのみ（またはマイナンバーカードのみ）で e-Tax 利用可能(H31.1～)
 - ・スマホ申告の開始（H31.1～段階的に対象範囲拡大）
 - ・医療費控除の申告における医療費通知データの活用（H30.1～段階的实施）

- ◎ **年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

H30改正：年末調整手続の一層の電子化(H32年分～)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備（将来的課題）

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人
(法人税
関係)

- ◎ **電子申告の普及促進（大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化）**

H30改正：大法人の電子申告(e-Tax)義務化(H32年度～)

- ◎ 国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化（H31年度）

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

◎ ☆行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンスオンリー化））

- ◎ 電子帳簿の普及促進（文書保存の負担軽減）

- ◎ 納付のキャッシュレス化推進（現金納付の手続負担軽減）

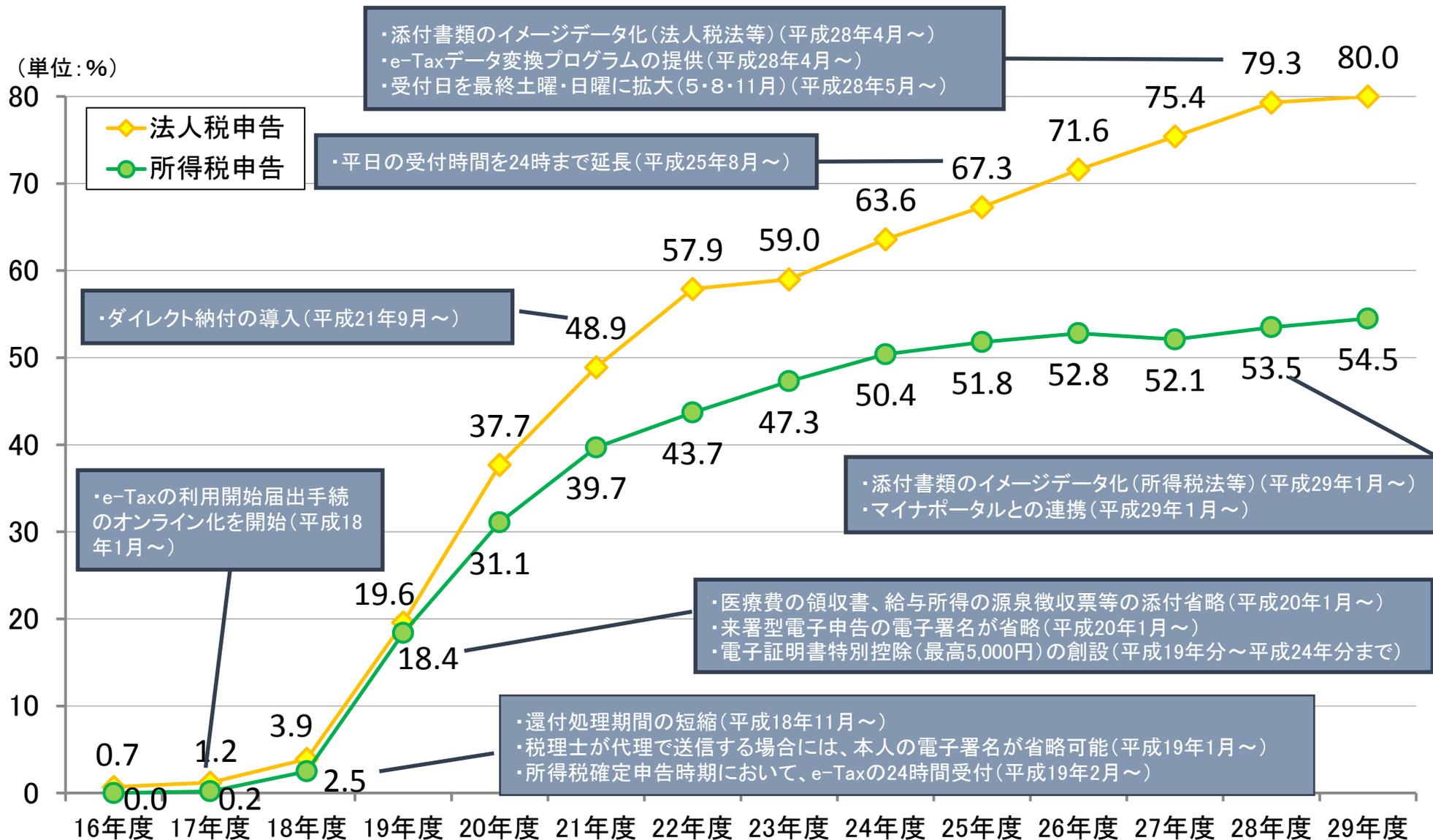
H30改正：

- ・法定調書の一層の電子化（光ディスク等での提出義務基準の引下げ）
- ・ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上（予納の範囲拡充）
- ・処分通知等の一層の電子化（電子交付による通知等の範囲拡充）

H31改正：電子帳簿保存に係る対象書類の拡大・申請
手続の簡素化

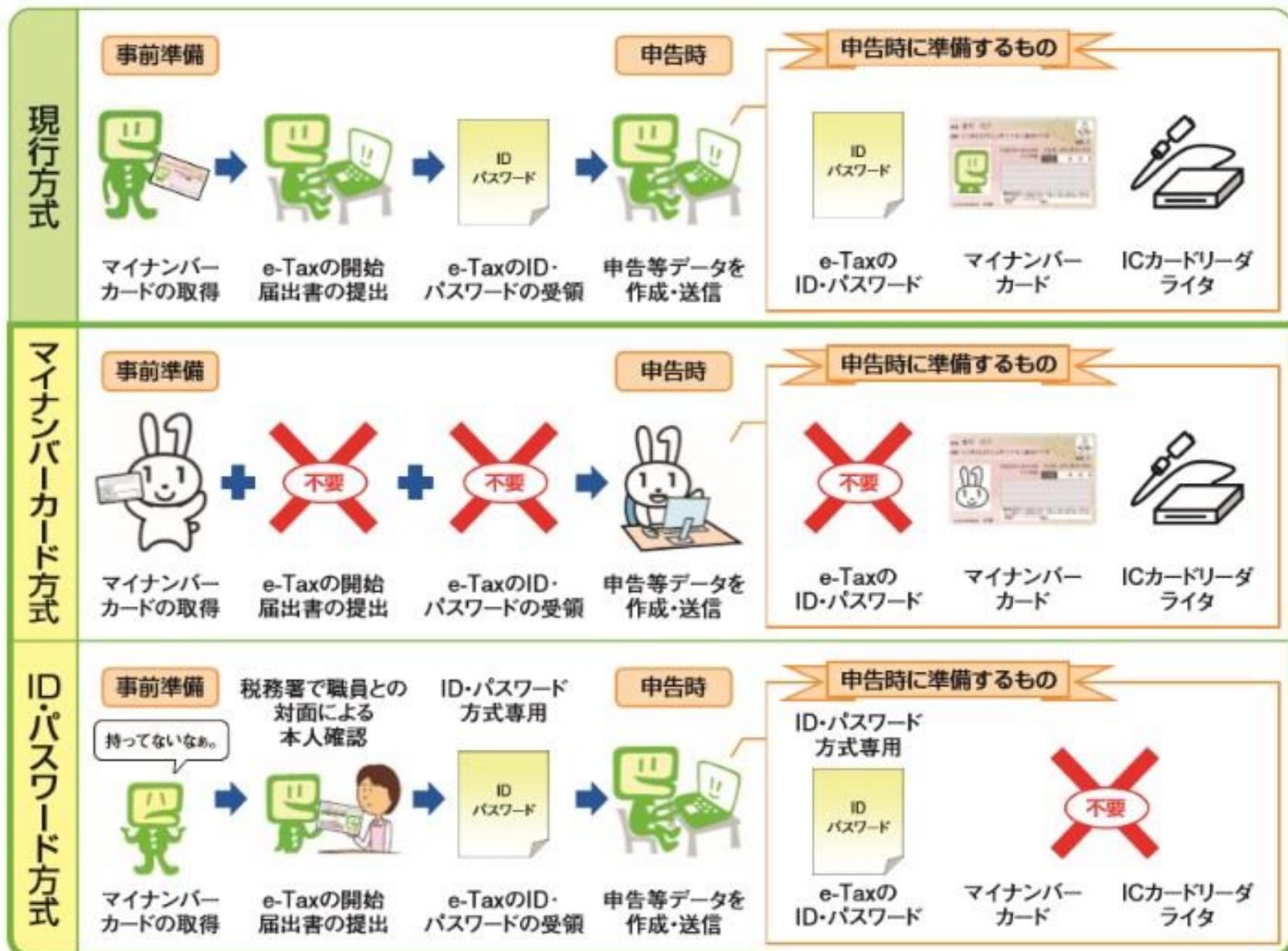
個人・
法人
共通

e-Tax利用率の推移



※ 平成30年7月時点において機械的に抽出した大法人の電子申告義務化の対象法人に係る平成29年度の法人税申告のe-Tax利用率は66.1%である。

個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化



「スマホ申告」の開始

概要

○スマートフォンで国税庁ホームページで提供している確定申告書等作成コーナーにアクセスすると、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマホ申告が利用可能。

○スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要。

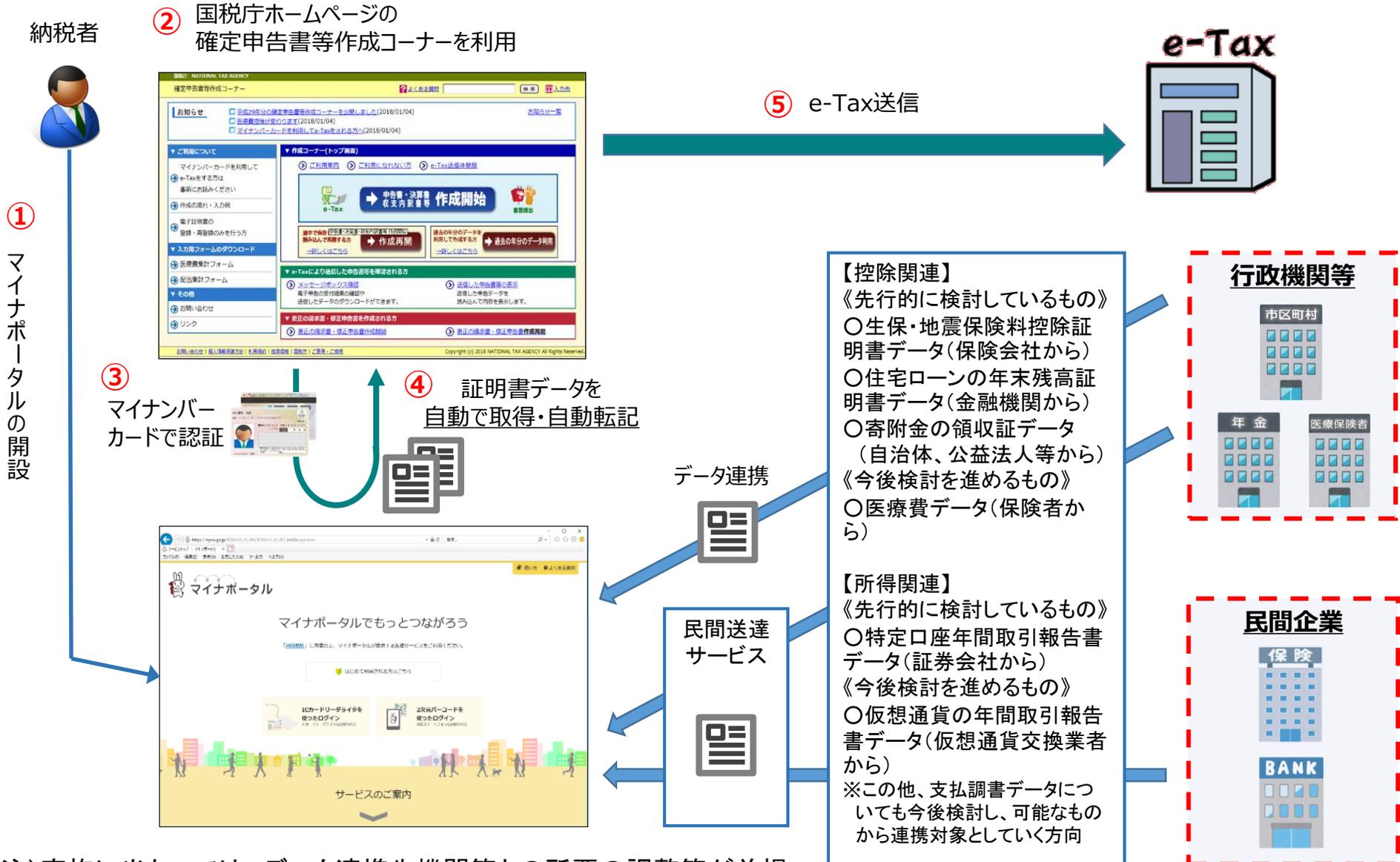
○スマホ専用画面の利用可能対象者については、順次拡大予定。



○スマホ専用画面の利用対象者

項目	平成30年分	平成31年分
収入	給与所得（年調済1ヶ所）	給与所得（年調済1ヶ所、 <u>年調未済、2ヶ所以上に対応</u> ） 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

マイナポータルを活用した確定申告の簡便化策(方向性のイメージ)



年末調整手続の電子化・簡便化

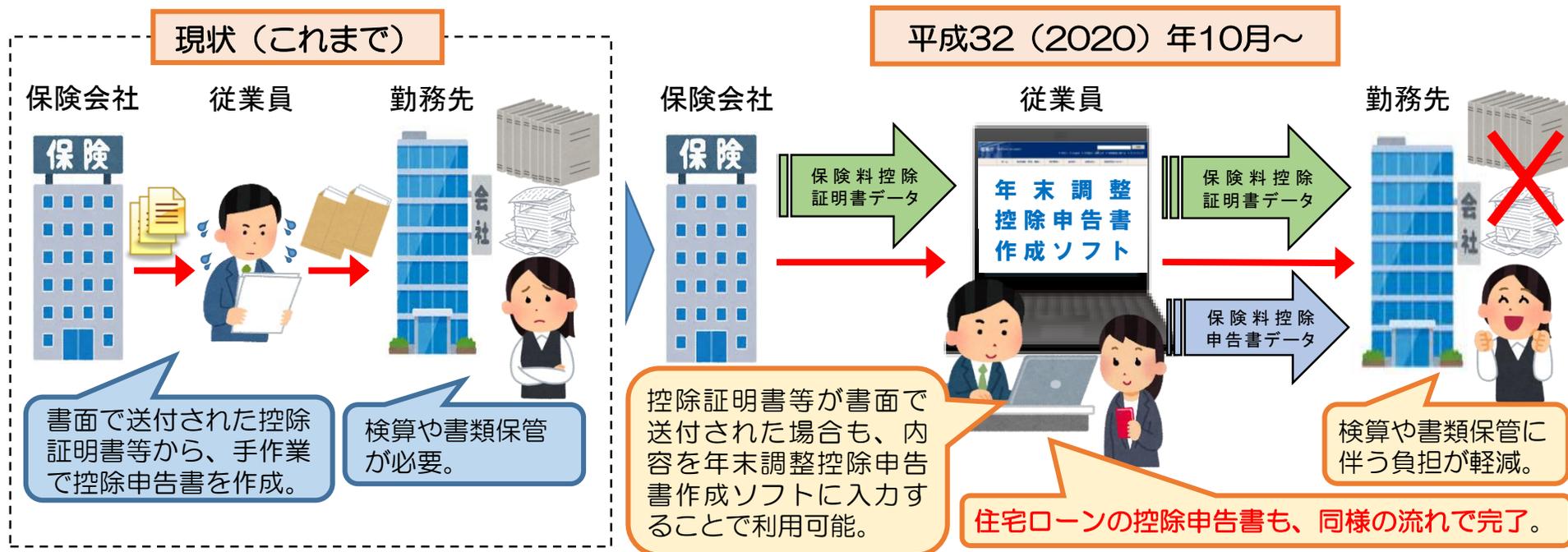
ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、無料の**年末調整控除申告書作成ソフト**（※）を提供。
【平成32（2020）年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。

（注）上記申告書のほか、平成32（2020）年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。

- 従業員は、国税庁ホームページから年末調整控除申告書作成ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年末調整控除申告書作成ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
 - 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年末調整控除申告書作成ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動転記（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
 - 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ 年末調整控除申告書作成ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。



国税の申告手続の電子化促進措置

平成30年度改正

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。
（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

納付手段の多様化

- 国税の納付については、納税者のニーズを踏まえ、口座振替、電子納税、クレジットカード納付、コンビニ納付といった多様な納付手段を整備してきたところ。
- 窓口での現金納付は、納税者にとって手間がかかるほか、税務署窓口の收受については、現金管理等の行政コストも生じる。経済社会のキャッシュレス化が進展する中、今後とも納付手段の利便性向上を図りながら、国税の納付のキャッシュレス化を推進する必要。

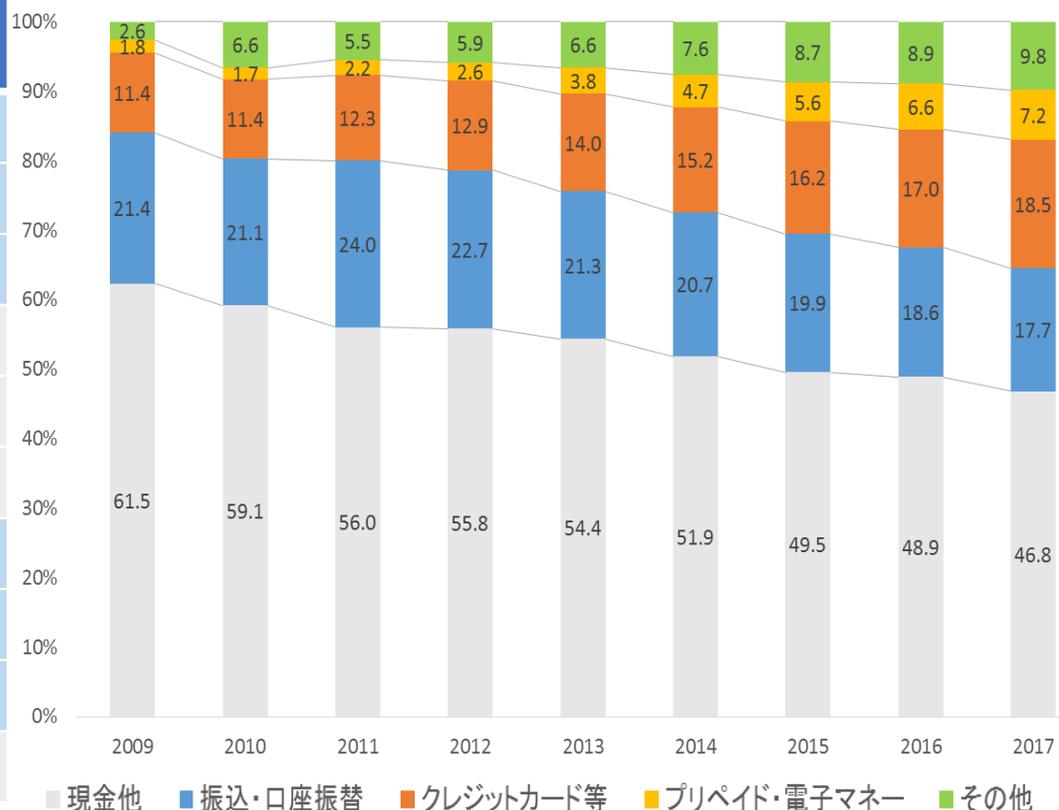
納付手段別の納付件数 (平成29(2017)年度)

納付手段	納付件数 (万件)	割合 (%)
窓口での現金等による納付	3,310	74.5
金融機関窓口	3,157	71.1
税務署窓口	153	3.4
コンビニエンスストア納付 ^{注1}	174	3.9
クレジットカード納付 ^{注2}	16	0.4
口座振替 (個人のみ利用可)	610	13.7
電子納税	330	7.4
ネットバンキング等	219	4.9
ダイレクト納付	111	2.5
合計	4,440	100.0

(注1) コンビニでの納付税額は30万円以下のみ

(注2) クレジットカード納付は平成29年1月から開始 (納付税額1,000万円未満のみ)。

個人消費に占める決済手段のシェア



(注) 「クレジットカード等」は、「クレジットカード」と「デビットカード」のシェアの合計値。

「その他」は、「ペイジー」、「コンビニ収納」と「代金引換」のシェアの合計値。

(出所) クレディ・セゾン決算説明会資料より作成

納付のキャッシュレス化推進

これまでの取組み

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税【平成16年6月導入済】
- コンビニ納付 【平成20年1月導入済】
- ダイレクト納付 【平成21年9月導入済】

※ ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続。

- クレジットカード納付 【平成29年1月導入済】

短期的取組み

- QRコードを利用したコンビニ納付の導入
自宅等において、確定申告書等作成コーナー等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。
※ QRコード(PDF)をスマホに表示させて手続も可能。



【平成31年1月導入】

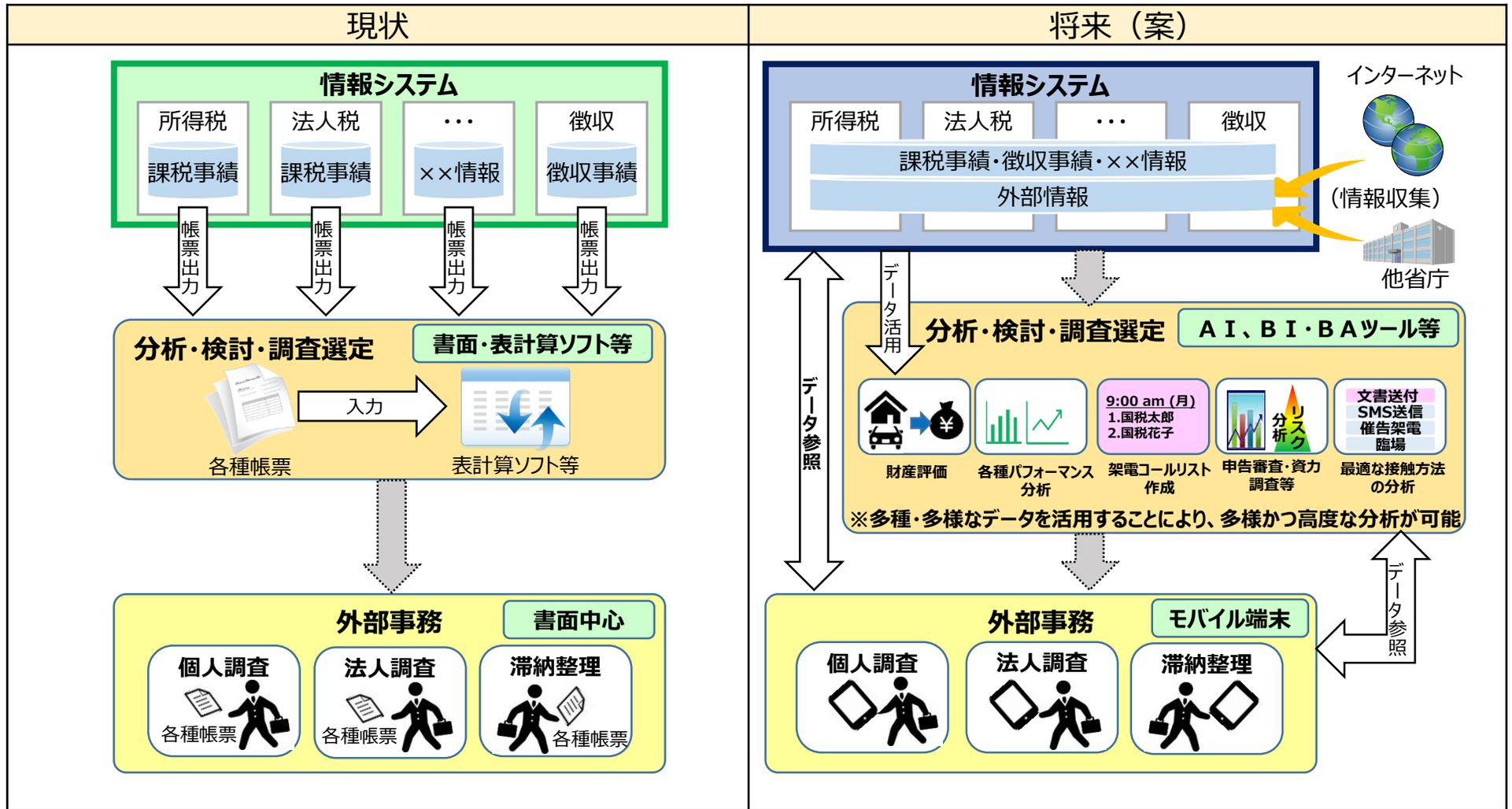
中長期的取組み

- 平成31(2019)年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進。
- 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進(窓口納付の縮減)について検討。

【順次実施】

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

調査・徴収でのICT・AI活用



将来業務

- ✓ 事務系統横断的なデータ管理
- ✓ 情報の拡充 (他省庁やインターネット上の情報)
- ✓ データ中心の事務 (ICT・AIを活用した各種分析の実施)
- ✓ モバイル端末による外部からのデータ参照

※ 将来(案)については現在検討中のものであり、今後変更の可能性がある。

目次

I 税務行政の現状

II 税務行政のICT化

III 適正・公平な課税の推進

IV 酒類行政

適正・公平な課税の推進

効果的・効率的な事務運営に向けた取組

資料情報の収集・活用

- 資料の分析や調査選定に **システム** を活用
- 資料収集の **専門部署** を設置

事案に応じた適切な接触 (**メリハリ**)

○ 大口・悪質な納税者
⇒ **深度ある** 調査

○ その他の納税者
⇒ **簡易な** 接触 (文書・電話)

重点的に取り組んでいる事項

経済社会の **国際化**、
富裕層 への対応

消費税 の
不正還付 防止

無申告 の把握

2016年公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況 (2019年1月版)

国税庁の方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

富裕層・海外取引のある企業

調査マンパワーの充実

〔国外送金等調書の活用〕

- ・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握
- ・2017事務年度の提出枚数は722万件

〔国外財産調書の活用〕

- ・5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握
- ・2017年分の提出件数は9,551件

〔財産債務調書の活用〕

- ・3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）
- ・2017年分の提出件数は73,427件

〔CRS^(注1)情報の自動的情報交換〕

- ・海外の金融口座情報（預金残高等）の収集（2018年に初回交換を実施）
- ・2018年10月現在、64か国・地域から55万件を受領

〔租税条約等に基づく情報交換〕

- ・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集
- ・2018年12月現在、74の租税条約等（127か国・地域）が発効

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕

- ・多国籍企業のグループ情報の収集（2018年に初回交換を実施）
- ・2018年10月現在、29か国・地域から558件を受領

情報の収集・分析

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避

取組体制の整備・強化

〔国税庁国際課税企画官〕

- ・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（2017年度）

〔重点管理富裕層PT〕

- ・全国税局に重点管理富裕層PTを設置（2017年度）
- ・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国税局統括国税実査官（国際担当） ・国際調査課〕

- ・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
- ・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔国税局・税務署国際税務専門官〕

- ・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備〕

- ・2018年度国税局・税務署の国際税務専門官等14名増員
- ・2019年度も増員を要求中

グローバルネットワークの強化

〔徴収共助制度の活用〕

租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔相互協議の促進〕

国際的な二重課税問題の解決

〔租税条約等に基づく情報交換〕

〔CRS情報の自動的情報交換〕

〔国際的な枠組みへの参画〕

BEPS^(注2) や税の透明性に関する国際的な議論への対応

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

(注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

富裕層への対応

- 所得金額が5億円超の者

平成23年 731人 → 平成29年 1,755人

【出典】国税庁「統計年報」

- 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額

平成23年 15.8兆円 → 平成29年 24.0兆円

【出典】日本銀行「資金循環統計」



富裕層に対する適正課税の確保が重要

➤ 富裕層の管理・調査等

- 有価証券・不動産等を多数所有する納税者、経常的な所得が特に高額な納税者などをいわゆる富裕層として管理
- 国外財産調書制度・財産債務調書制度や外国税務当局との情報交換ネットワークを活用し、積極的に情報を収集、調査等を実施

➤ 重点管理富裕層プロジェクトチームの設置

- いわゆる富裕層のうち、特に多額の資産を保有していると認められる納税者を管理し、課税上の問題が認められる場合は調査を企画する重点管理富裕層プロジェクトチーム(富裕層PT)を、平成26年7月から東京局、大阪局、名古屋局に設置
- 平成29年7月から全国税局及び沖縄国税事務所に拡大

平成29事務年度 所得税等の調査事績の概要(抜粋)

1 富裕層に対する取組

- 国税庁では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成30事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成29事務年度においては、実施調査を5,219件(前年比124.6%)実施し、約177億円(同139.4%)を追徴課税しました。
- このうち、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、平成29事務年度において862件(前年比161.7%)の調査を実施しており、1件当たり約827万円を追徴課税しました。

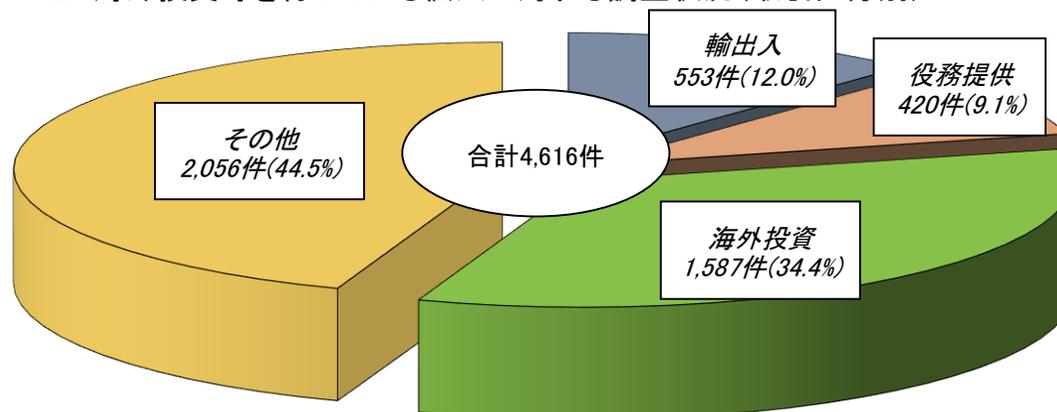
2 海外投資等を行っている個人に対する取組

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報などを効果的に活用し、積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度においては、実地調査を4,616件(平成28事務年度3,145件)実施し、1件当たり約440万円、総額で約203億円を追徴課税しました。

1 「富裕層」に対する調査状況

項目	事務年度等		対前年比	
	28事務年度	29事務年度		
調査件数	4,188	5,219	124.6%	
申告漏れ等の非違件数	3,406	4,269	125.3%	
申告漏れ所得金額	441	670	151.9%	
追徴税額	127	177	139.4%	
一件当たり	申告漏れ金額	1,054	1,283	121.7%
	追徴税額	304	339	111.5%

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況(取引区分別)



(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

(注) ()内の数値は構成比

シェアリングエコノミーの仕組み

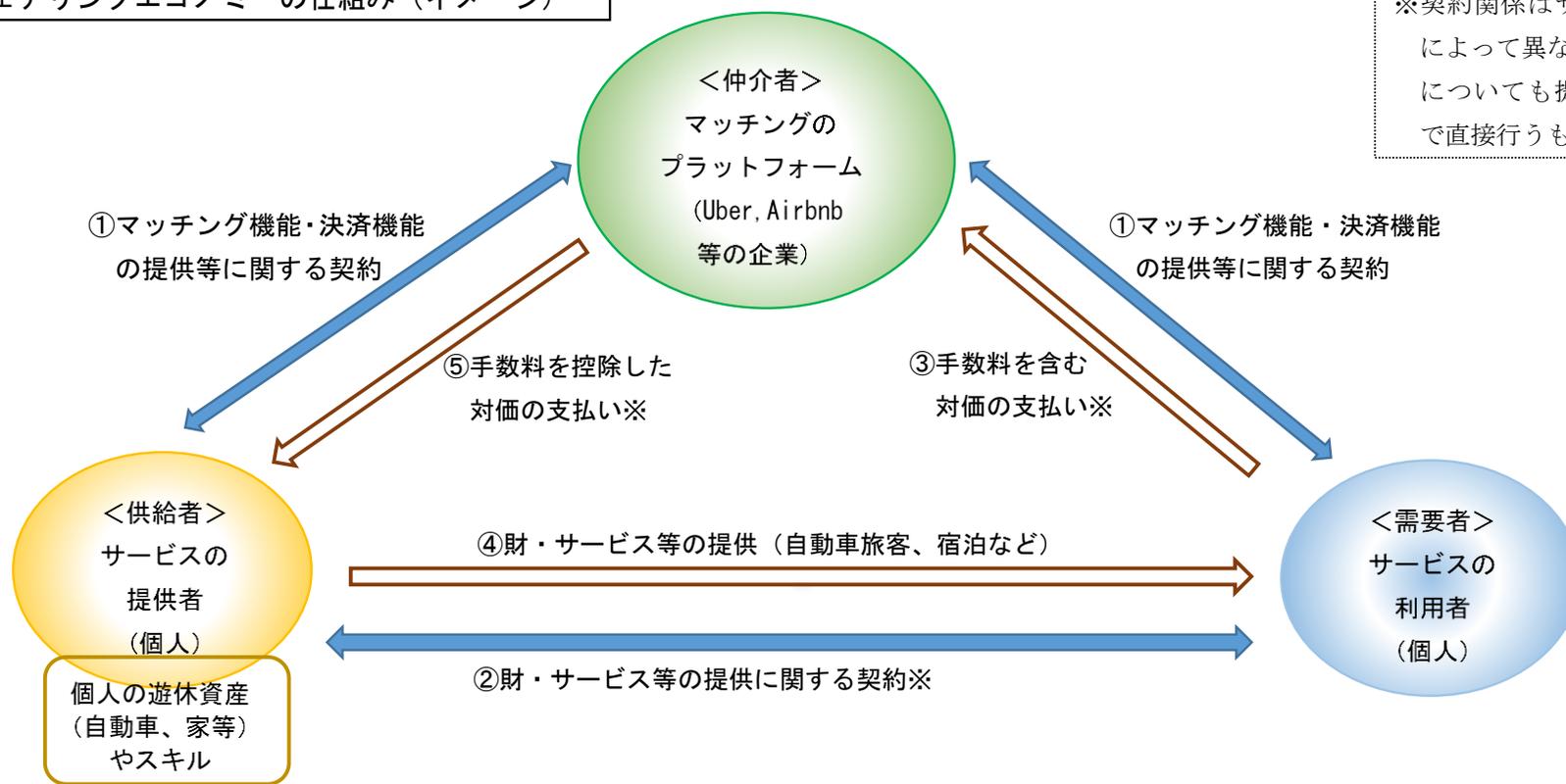
平成30年10月17日
政府税調「説明資料」

○ 総務省「平成 29 年版情報通信白書」（平成 29 年）では、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。

（注）シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

シェアリングエコノミーの仕組み（イメージ）

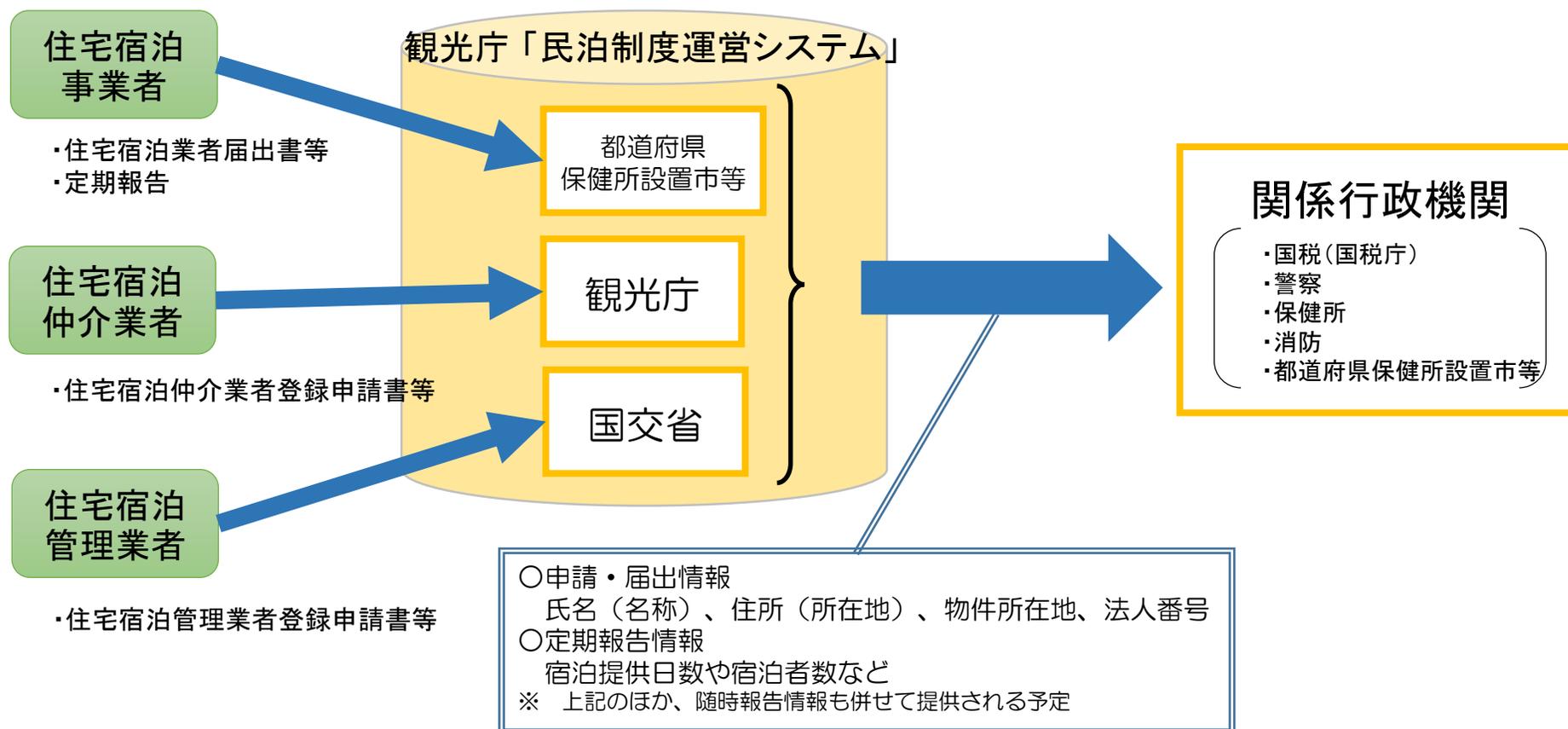
※契約関係はサービスの種類によって異なる。また、決済についても提供者と利用者で直接行うものもある。

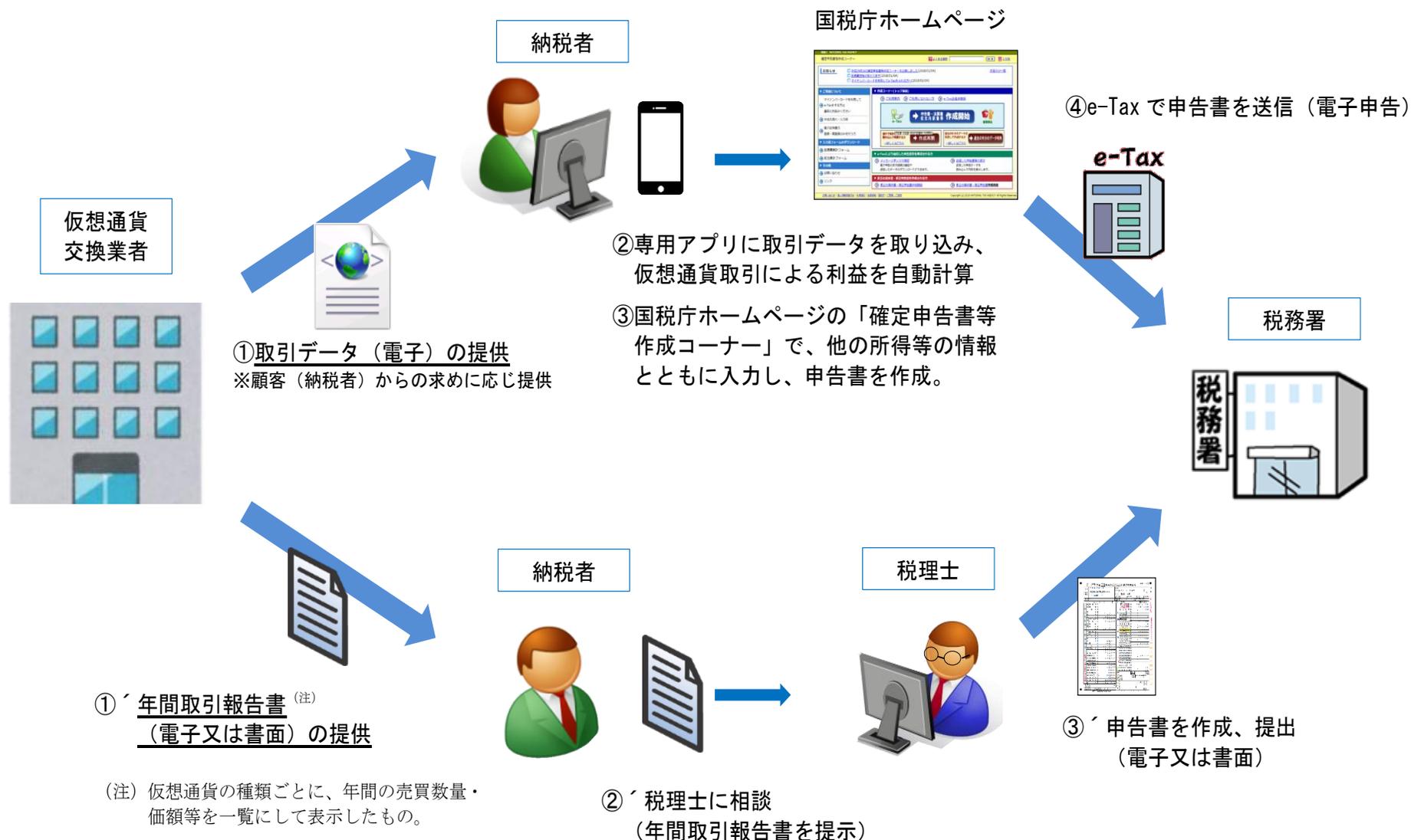


（出典）内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成 30 年 7 月）及び各社約款等を基に財務省作成。

住宅宿泊事業に係る情報連携

- 住宅宿泊事業に関連する各事業者の情報は、観光庁で取りまとめの上、関係行政機関へ提供
- 提供に当たっては、申請・届出情報に加え、各種報告情報も付加





- 近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展。
- こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要。
- ⇒ 1. 納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、
- 2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みを整備することが必要。

1. 利便性の高い納税環境の整備

（例）仮想通貨交換業者が取引データを顧客（納税者）に提供。⇒納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



（※）上記のほか、仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化等を実施

2. 税務当局による情報照会の仕組み（案）

- (1) 現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、規定を整備する。
- (2) 高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

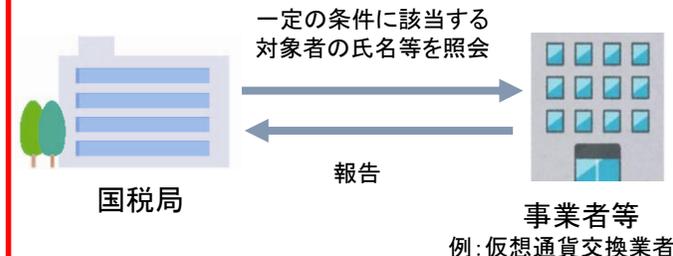
○ 照会できる場合を以下のような場合に限定

- ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

（※） いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限る。

○ 照会する情報を「氏名等（※）」に限定

（※） 「氏名等」とは、氏名並びに（保有している場合には）住所及び番号（個人／法人）をいう。



目次

I 税務行政の現状

II 税務行政のICT化

III 適正・公平な課税の推進

IV 酒類行政

酒類行政の基本的方向性

1. 国税庁の任務

- ①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- 酒類の国内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める
- 近年、低アルコール飲料のほか、純米酒、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- 日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- 差別化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

(1)商品の差別化・高付加価値化

- ・ 消費者にとって分かりやすい価値訴求
- ・ 商品のブランド化（個社、地域、JAPAN）
- ・ 農商工連携、異業種連携
- ・ 従来の枠にとらわれない新たな価値機軸の展開・訴求

(2)海外需要の開拓 (インバウンド含む)

- ・ 国際的な認知度や理解の向上
- ・ 非日本食市場への展開
- ・ 現地輸入・流通業者等の開拓
- ・ 海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案
- ・ 富裕層向け

(3)技術の活用と人材等の確保

- ・ 伝統技術の継承・発展
- ・ デジタルツールの活用
- ・ 事業承継
- ・ 女性の一層の活躍
- ・ 原料の確保

(4)公正取引の確保

- ・ 「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保
- ・ 適正な販売管理の確保

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組む

(1) 適切な法執行

- 免許
- 酒類業組合の監督
- 公正取引の確保
 - ・深度ある取引状況等実態調査の実施
 - ・問題ある事業者には厳正に対処
- 適正な表示の確保
- 品質・安全性の確保
- 資源リサイクルの推進
- 20歳未満の者の飲酒防止対策
- アルコール健康障害対策

(2) 酒類業の振興

- 官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む
- 制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む
- 中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援

主な具体的取組

海外需要の開拓

- 国際的な情報発信
- ビジネスマッチングの支援
- 酒蔵ツーリズムの推進
- 政府全体の取組(JETRO, JFOOD0等)の周知と活用促進
- 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

ブランド化の推進

- 地理的表示の普及拡大
- ワインの表示ルールの定着

中小企業対策

- 業界団体の取組(近代化事業等)を支援
- 政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進
- 経営改善等の支援

技術支援

- 先端技術等の普及の推進
 - ・事業者の指導、相談対応
 - ・鑑評会や研究会等の開催
- 放射性物質に関する安全性の確認
- HACCPの義務化への対応を支援
- 酒類総合研究所の取組
 - ・先端技術等の研究開発
 - ・醸造技術者の育成
 - ・講師・審査員の派遣

日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組

1. 日本産酒類の情報発信

- リオオリンピックや伊勢志摩サミット、ジャポニスム2018等の機会に合わせ、日本産酒類PRブースを設置するなど、各国要人、プレスや業界関係者等が集まる機会を活用し、日本産酒類の情報発信を実施
- 影響力を持つ海外の酒類専門家を招聘し、酒類製造所の視察や酒類総合研究所によるレクチャー等を実施
- 駐日外交官の酒蔵ツアーを実施【日本酒造組合中央会と共催】
- 国際空港免税エリアで國酒の広告・PRを実施【日本酒造組合中央会】
- 外国人等を対象とした日本産酒類のレクチャー等を実施【酒類総合研究所等】
- 海外に日本酒の魅力をPRするためのリーフレットや、外国語による清酒のラベル表示の用語を解説した「日本酒のラベル用語事典」を作成【酒類総合研究所】

(今後の取組等)

- ・ 関係機関との連携を強化しつつ、G20をはじめとして、様々な機会に日本産酒類の情報発信を実施
- ・ 国外の酒類専門家等の日本産酒類に対する理解の促進 等

2. 輸出環境整備

- 日EU・EPAによる関税即時撤廃、日本ワインの輸入規制の撤廃、地理的表示(GI)の相互保護及び単式蒸留焼酎の容器容量規制緩和等を実現
- ブランド価値向上の観点から地理的表示(GI「日本酒」等)の指定を進め、日本ワインの表示ルールも施行。活用促進を図るためのシンポジウムなども開催
- 酒類見本市である「PROWEIN」(ドイツ)・「Imbibe Live」(ロンドン)への出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供
- 「酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度」の普及・啓発を実施
- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除

(今後の取組等)

- ・ 外国とのEPA交渉等を通じた、日本産酒類の関税や輸入規制等の撤廃要求、GI相互保護の働きかけ
- ・ 意欲ある事業者に対する、展示会や商談会等への出展支援によるビジネスマッチング機会の提供
- ・ 地理的表示の普及拡大や日本ワインの表示ルールによるブランド化の推進 等



リオオリンピックでのPR



ジャポニスム2018でのPR



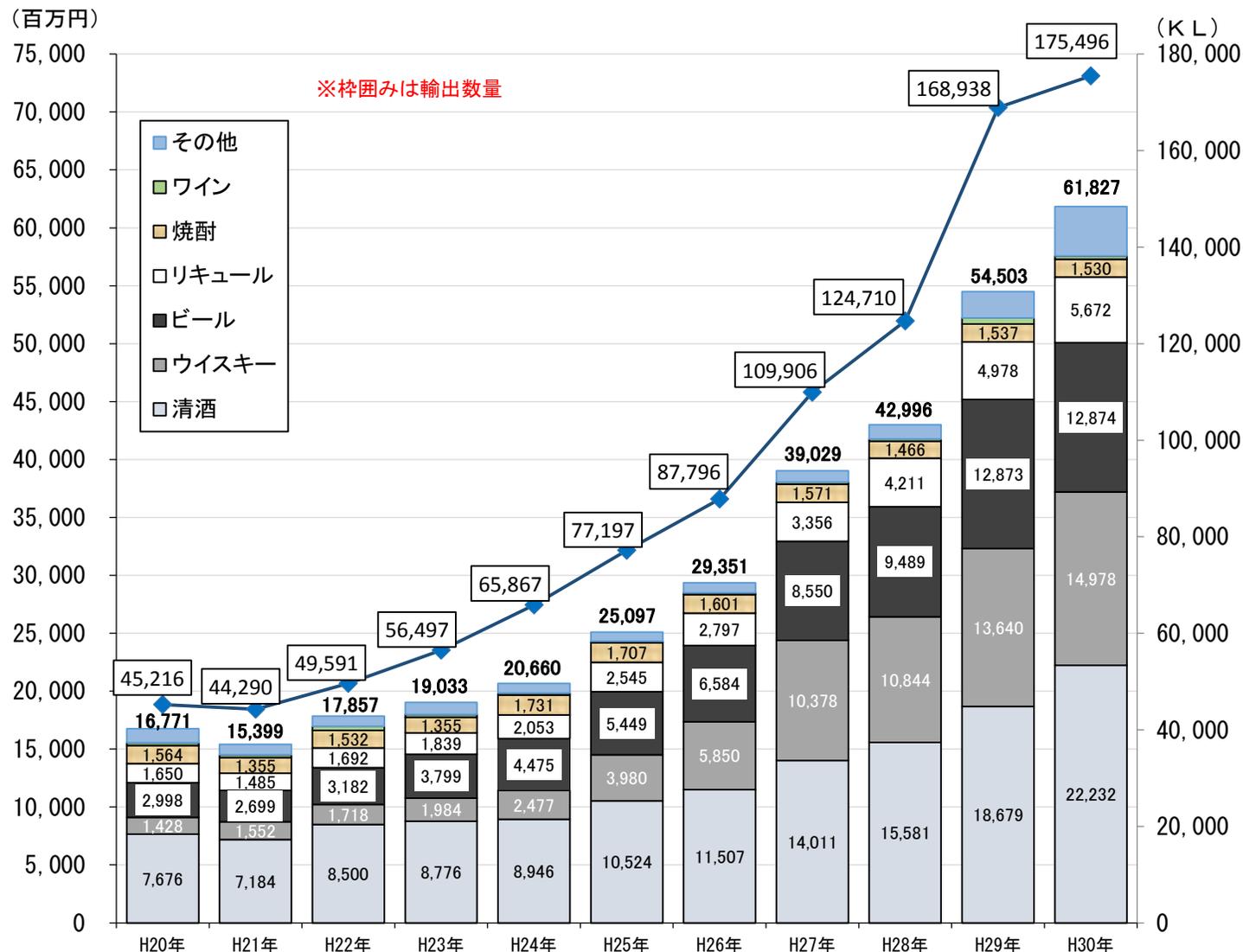
酒類専門家へのレクチャー



Imbibe Live商談会

最近の日本産酒類の輸出動向について

○ 平成30年の輸出金額は約618億円(対前年比113.4%)となり、7年連続で過去最高を記録。



○品目別輸出金額 (単位:百万円)

品目	H30	対前年比
清酒	22,232	119.0%
ウイスキー	14,978	109.8%
ビール	12,874	100.0%
リキュール	5,672	113.9%
焼酎	1,530	99.5%
ワイン	281	55.3%
その他	4,262	186.2%
輸出金額合計	61,827	113.4%

○輸出金額上位10か国(地域)(単位:百万円)

品目	H30	対前年比
アメリカ合衆国	13,110	109.1%
大韓民国	11,066	102.9%
中華人民共和国	6,541	149.3%
台湾	5,910	111.3%
香港	5,821	121.4%
フランス	3,333	103.3%
シンガポール	3,148	113.7%
オランダ	2,479	105.6%
オーストラリア	2,407	126.7%
ベトナム	1,830	210.8%
(参考)EU	7,600	95.4%

各酒類の主な輸出先（平成30年）

単位：百万円

清酒				ウイスキー				ビール				焼酎				ワイン			
	国名	金額	前年比		国名	金額	前年比		国名	金額	前年比		国名	金額	前年比		国名	金額	前年比
1	アメリカ合衆国	6,313	104.5%	1	アメリカ合衆国	4,162	112.0%	1	大韓民国	7,879	97.9%	1	中華人民共和国	476	98.4%	1	香港	106	34.7%
2	香港	3,774	134.8%	2	フランス	2,778	101.4%	2	台湾	1,343	91.2%	2	アメリカ合衆国	394	101.3%	2	台湾	86	149.3%
3	中華人民共和国	3,587	134.8%	3	オランダ	1,481	82.3%	3	アメリカ合衆国	848	102.7%	3	タイ	107	94.3%	3	中華人民共和国	27	98.0%
4	大韓民国	2,212	118.7%	4	台湾	1,302	107.0%	4	オーストラリア	782	97.5%	4	大韓民国	85	111.8%	4	シンガポール	18	170.0%
5	台湾	1,351	142.4%	5	シンガポール	1,248	115.4%	5	シンガポール	488	109.2%	5	ベトナム	83	110.4%	5	大韓民国	8	151.9%
6	シンガポール	837	121.1%	6	中華人民共和国	1,171	274.3%	6	香港	344	93.8%	6	香港	80	109.1%	6	マカオ	7	866.2%
7	カナダ	529	108.7%	7	ベトナム	763	387.7%	7	中華人民共和国	333	160.5%	7	台湾	73	87.1%	7	英国	5	66.1%
8	オーストラリア	446	112.6%	8	オーストラリア	474	96.8%	8	ロシア	191	115.0%	8	シンガポール	60	104.5%	8	フランス	4	57.4%
9	ベトナム	440	164.8%	9	香港	302	134.3%	9	ニュージーランド	152	91.6%	9	フィリピン	40	104.5%	9	オーストラリア	4	91.4%
10	英国	324	93.1%	10	カナダ	200	167.4%	10	カナダ	140	136.9%	10	マレーシア	39	68.9%	10	アメリカ合衆国	2	100.1%
	(参考)EU	1,334	101.8%		(参考)EU	4,610	82.7%		(参考)EU	248	154.5%		(参考)EU	33	95.1%		(参考)EU	15	62.6%
合計		22,232	119.0%	合計		14,978	109.8%	合計		12,874	100.0%	合計		1,530	99.5%	合計		281	55.3%

出典：財務省貿易統計